

国民年金加入の手続きが必要で

公的年金は3種類に分かれており、それぞれの状況で加入する年金は違います。年金の種類が変わるときは必ず手続が必要です。手続を忘れると年金額が減ったり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなったりする場合があります。

国民年金（第1号被保険者）に加入

●現在、国民年金に加入している人（自営業、学生など） 第1号被保険者

こんなとき	変更後の種類	届出先
厚生年金や共済年金に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

●現在、厚生年金や共済年金に加入している人（会社員、公務員など） 第2号被保険者

こんなとき	変更後の種類	届出先
退職等により厚生年金や共済年金から抜けたとき	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

●現在、厚生年金加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 第3号被保険者

こんなとき	変更後の種類	届出先
配偶者の扶養から外れたときまたは配偶者が65歳になったとき	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
就職して厚生年金に加入したとき	第2号被保険者	勤務先

する手続きの際は、マイナンバーが分かるものまたは、年金手帳と退職日等を証明できるもの（離職票、退職証明書等）と本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの顔写真つき身分証明書）を持参ください。

問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

高等職業訓練促進 給付金をご利用ください

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、就職の際に有利になる資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減するため高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修了支援給付金を養成課程修了後に支給します。

■支給額

○高等職業訓練促進給付金（月額）

市民税非課税世帯 100,000円
市民税課税世帯 70,500円

○修了支援給付金

市民税非課税世帯 50,000円
市民税課税世帯 25,000円

■支給期間

1年以上の修業期間の全期間、ただし上限は3年です

■対象となる人

児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準にある母子家庭の母や父子家庭の父で過去にこの促進給付金、または同様の給付金を受けていない人

■対象となる資格

看護師、准看護師、助産師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、1年以上の修学で取得できる資格（調理師や製菓衛生士等）

■手続き

事前に福祉課への相談が必要です。相談の結果、対象となる人は申請書を提出していただきます。

問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

協会けんぽ佐賀支部の健康保険料率は全国で1番高い！

広告

平成30年3月分（4月納付分）から変更となります。

10.47%

健康保険料率
引上げ

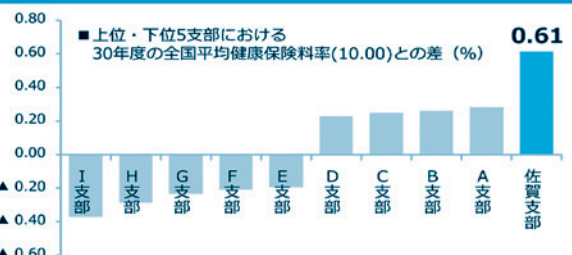
10.61%

1.65%

介護保険料率
引下げ

1.57%

※任意継続被保険者の方は、平成30年4月分（4月納付分）からとなります。
※40歳～64歳の方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。



健康保険料率について詳しく▶

協会けんぽ 保険料率

検索